



2022年2月21日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ ク ノ フ レ ッ ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 前 島 岳
(コード番号:3449 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 川 上 展 生
TEL. 03-5822-3211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月25日開催予定の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 目的追加の理由

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社100%出資の完全子会社である株式会社アクアリザーブを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」という。)について決議のうえ、本合併に係る合併契約書を締結いたしました

本合併に係る吸収合併契約が2022年3月25日開催予定の第21期定時株主総会において承認された場合、当社は、吸収合併消滅会社である株式会社アクアリザーブの事業を承継いたしますので、定款第2条に定める目的に株式会社アクアリザーブの事業を追加すると共に、本件追加に伴い以降の番号を繰り下げたものがあります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入に係る変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、

これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
① 各種ラセン管及びペローズ管の製造、販売並びに配管工事	(現行どおり)
② 各種金属伸縮可撓管及び伸縮管の製造、販売並びに据付工事	(現行どおり)
③ 各種樹脂及びゴム製可撓継手の製造、販売並びに配管工事	(現行どおり)
④ 各種金属製貯槽容器の製造、販売並びに据付工事	(現行どおり)
⑤ 金属製防油堤目地補強可撓性材の製造、販売並びに据付工事	(現行どおり)
⑥ 冷暖房機、冷却加熱器、計器器具、電気機械、土木・建設機械、工作機械、機械工具、飲料機器部品の製造、販売、賃貸並びに修理、据付、配管工事	(現行どおり)
⑦ 各種介護機器の製造、販売、賃貸並びに修理、据付工事	(現行どおり)
(新設)	⑧ <u>衛生、給水、消火設備・配管の製造、販売及び保守点検</u>
⑧ 前各号の海外事業のコンサルタント	⑨ (現行どおり)
⑨ 上記事業を営む子会社への事業資金の貸付並びに債務保証	⑩ (現行どおり)
⑩ 不動産の管理並びに賃貸借	⑪ (現行どおり)
⑪ 労働者派遣事業	⑫ (現行どおり)
⑫ 前各号に付帯関連する一切の事業	⑬ (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計	

<p><u>算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) (新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり) (電子提供措置等に関する効力発生日等)</p> <p><u>1 現行定款第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 13 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日(予定) | 2022 年 3 月 25 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日(予定) | |
| ① 目的追加 | 2022 年 3 月 25 日 |
| ② 株主総会資料の電子提供制度導入 | 2022 年 9 月 1 日 |

4. 会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

当社は、2022年1月14日付「当社完全子会社である株式会社アクアリザーブとの吸収合併に関するお知らせ」にて、本合併について開示しております。

以 上